

目次

沖縄総合事務局編

《法令の改正》

- ◎車 両 法：平成29年5月26日
法律第40号まで
- ◎施行規則：平成29年9月29日
国土交通省令第56号まで
- ◎点検基準：平成27年7月1日
国土交通省令第51号まで
- ◎審査規程：平成30年3月30日
第17次改正まで

- 本書の使い方 2
- 最近の主な法改正 3

第1章 車両法

- 1 目的・用語・自動車の種別 6
- 2 自動車の登録制度 11
- 3 自動車の点検整備制度 15
- 4 自動車の検査制度 23
- 5 整備工場の認証制度 28
- 6 指定制度（工場関係） 37
- 7 指定制度（検査員関係） 44
- 8 指定制度（保安基準適合証関係） 47
- 9 指定制度（記録簿・罰則・変更届） 62

第2章 保安基準

- 1 自動車の構造関係 69
- 2 自動車の装置一般 76
- 3 自動車の車体関係 82
- 4 自動車の室内関係 90
- 5 自動車の騒音・排ガス関係 98
- 6 自動車の灯火関係（前方） 108
- 7 自動車の灯火関係（後方） 114
- 8 警音器・後写鏡・速度計 他 123

第3章 計算問題

- 1 ブレーキ制動力
（その他保安基準適合性の判定） 130

第4章 年度別試験問題

- 1 平成29年度 第1回 163
- 2 平成28年度 第1回 173
- 3 平成27年度 第1回 183
- 4 平成26年度 第1回 192
- 5 平成25年度 第1回 202
- 6 平成25年度 第2回 213

● 第1章 ● 車両法

● 第2章 ● 保安基準

● 第3章 ● 計算問題

● 第4章 ● 年度別試験問題

本書の使い方

本書は、沖縄運輸局において平成24年度から平成29年度までに行われた合計7回分の自動車検査員教習試験の内容をジャンル別にまとめたものです。

ジャンルは大きく次の4つに区分してあります。

第1章 車両法（9区分）

第2章 保安基準（8区分）

第3章 計算問題（5年分（6回））

第4章 年度別試験問題（5年分（6回））

第1章と第2章については、過去の試験問題を更に細かく分類し、各項目ごとに「過去出題例」を先に掲載し、その後に問題の法的根拠となる「関係法令」を掲載しています。

過去の試験問題の出題パターンは次の3つに分類できます。

- ①○×式…設問が適切な場合は○、不適切な場合は×を記入する
- ②選択穴埋め式…問題文の空白部分に当てはまる適切な字句を選択枠内から選んで記号で記入する
- ③単純穴埋め式…問題文の空白部分に当てはまる適切な字句を考えて文字又は数値で記入する

本書では、○×式はそのまま、穴埋め問題については全て単純穴埋め式としました。

各問題文の最後には試験年度を記載してあります。[28]であれば、平成28年度の試験問題であることを示します。平成25年度は、試験が2回行われています。[25.1]であれば25年度第1回の試験であることを示します。また、[28/25.2]の場合は、28年度と25年度第2回に同じ問題が出題されていることを示します。

[26改]など「改」と記載があるものは、試験実施後に法改正があった部分について、改正後の法令に合うように問題文を書き替えていることを示します。主に保安基準の問題が該当します。なお、本書は平成30年3月30日時点の法令（審査規程第17次改正まで）を基準としています。

関係法令については、原文のまま掲載すると分量が相当多くなるほか、そのままでは理解しにくいため、編集部で一部、手を加えている部分もあります。また、保安基準については、「細目告示」と「審査事務規程」の2つの法令がありますが、本書では「審査事務規程」を取り上げています。

第3章では、「ブレーキ制動力」の計算問題について、計算式を示し、わかりやすく解説しています。

第4章の年度別試験問題は、平成29年から過去5年分（6回分）の問題を年度ごとにまとめてあります。「模範解答」には正解と、問題の法的根拠となっている法令名及び条項を記載しています。また、計算問題については省略しています。第3章を参照して下さい。

保安基準は、自動車の製作年月により適用規定が異なるなど、わかりにくい部分が多々あります。本書に併せて弊社発行の「自動車検査ハンドブック平成30年版」（定価2000円）をご活用下さい。

法令改正について：基本的に平成30年3月30日時点での法令（審査規程第17次改正まで）に対応しています。したがって、3月30日以降の法令改正については、御注意下さい。

また、本書に訂正箇所が生じた場合、弊社ホームページにて内容を掲載致します。お手数ですがそちらをご確認下さい。⇒<http://www.kouronpub.com>（または「公論出版」で検索）

平成30年8月

編集担当：岩堀・安藤

最近の主な法改正 (平成 29 年 1 月～平成 30 年 3 月)

◆◇ 審査規程 ◇◇

●第 16 次改正／平成 30 年 2 月施行

- ①座席ベルトの非装着時警報装置について規程を追加
「座席ベルトに係る協定規則 (第 16 号)」の改訂に伴い、座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない自動車及び座席の範囲が拡大した。
- ②近接排気騒音値の取扱いについて規程を追加
使用の過程にある二輪自動車のうち、自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が 89dB を超える二輪自動車の消音器を改造又は交換を行った場合の近接排気騒音値が、規制値 + 5 を超える騒音を発しない構造であることと規程された。

●第 13 次改正／平成 29 年 11 月施行

- ①審査事務規程の構成大幅見直し
改造等による変更のない使用過程車に適用される第 8 章の規定が大幅に削除された。
- ②排気管開口部の基準追加
排気管の開口部について、車体から突出している場合等の基準が具体化された。

●第 11 次改正／平成 29 年 6 月施行

- ①突入防止装置基準強化
平成 31 年 9 月 1 日以降に製作された自動車について、断面高さ等の基準が強化された。
- ②車体の外形基準明確化
排気管を大きく上方へ延長した消音器 (通称、竹槍マフラー) については車枠及び車体の基準に適合しないとイラストにより明確化した。また、乗車定員 9 人以下の乗用自動車のタイヤのはみ出しについて、10mm 未満まで適合すると緩和された。
- ③近接排気騒音相対値規制導入
平成 28 年 10 月 1 日以降に製作された自動車 (二輪を除く) の近接排気騒音が検査証の備考欄に記載されている値から 5 dB を超えてはならないこととなった。

④排気管開口方向の基準削除

排気管の開口方向の傾きは車両中心線に対して左右 30° 以下であることと定められていたが、この基準が削除された。

●第 10 次改正／平成 29 年 5 月施行

①すれ違い用前照灯基準緩和

従来、右側通行用の配光特性を有するすれ違い用前照灯は基準不適合とされていた。しかし、一定の要件を満たすものについては基準に適合すると緩和した。

●第 8 次改正／平成 29 年 4 月施行

①物品積載装置基準明確化

物品積載装置に備える積載物飛散防止装置について、煽側面に備えている場合等を含め、基準を明確化した。

●第 7 次改正／平成 29 年 2 月施行

①警告灯継続点灯時の取扱い更なる明確化

第 6 次改正において、原動機、エアバッグ、制動装置もしくは ABS の警告灯が継続点灯している場合には「審査中断」されることが定められたところであるが、新たに平成 27 年 7 月 1 日以降に製作された自動車については「保安基準に適合しない」と明確化された。

②座席ベルト装備要件の追加

自動車の製作年月日により異なるが、通路に備える補助座席に 2 点式座席ベルトの装着が必要となった。また、平成 31 年 11 月 15 日以降に製作された自動車に任意に座席ベルトを装備した場合、装置の指定を受けている等性能要件が規定された。

③速度計の視認要件明確化

基準「運転者が運転者席において容易に走行距離計を確認できるものであること」が追加された。

● 第1章 車両法 ●

1. 目的・用語・自動車の種別

1. 車両法の目的 6
2. 用語の定義 6
3. 自動車の種別 7
4. 自動車の種別の内容 8

2. 自動車の登録制度

1. 登録の一般的効力 11
2. 自動車登録番号標の封印 11
3. 変更登録 12
4. 一時抹消登録 12
5. 自動車登録番号標の表示 13
6. 車台番号等の打刻 13
7. 打刻の塗まつの禁止 14
8. 臨時運行 15

3. 自動車の点検整備制度

1. 点検及び整備の義務 15
2. 日常点検整備 16
3. 定期点検整備（点検期間） 17
4. 点検整備記録簿 18
5. 整備管理者 20
6. 整備命令 20
7. 技能検定 22
8. 点検及び整備に関する手引 22

4. 自動車の検査制度

1. 自動車の検査及び自動車検査証 23
2. 新規検査 23
3. 自動車検査証の有効期間 24
4. 自動車検査証の有効期間の起算日 24
5. 継続検査 25
6. 検査標章 26
7. 自動車検査証の記載事項の変更 26
8. 構造等変更検査 27
9. 予備検査 27
10. 限定自動車検査証 27
11. 自動車部品を装着した場合の取扱い 28

5. 整備工場の認証制度

1. 分解整備事業の種類 28
2. 認証 29
3. 認証基準 30
4. 分解整備事業者の変更届 31
5. 分解整備の定義 31
6. 分解整備事業者の標識 33
7. 分解整備事業者の義務 33
8. 分解整備記録簿 34
9. 設備の維持等 34
10. 分解整備事業者の遵守事項 35
11. 整備主任者 36
12. 不正改造等の禁止 36
13. 事業の停止等 37

6. 指定制度（工場関係）

1. 優良自動車整備事業者の認定 37
2. 指定自動車整備事業の指定 38
3. 指定自動車整備事業の指定の申請 38
4. 指定工場の設備、技術及び管理組織 39
5. 自動車の検査の設備の基準 41
6. 自動車の検査の設備（許容範囲） 42
7. 自動車の検査の設備（車検成績） 43
8. 対象自動車の指定 43
9. 設備の維持 43
10. 検査用機器の校正 44

7. 指定制度（検査員関係）

1. 自動車検査員の選任 44
2. 自動車検査員の兼任 45
3. 自動車検査員の要件 45
4. 自動車検査員の解任 46
5. 自動車検査員の研修 46

8. 指定制度（保安基準適合証関係）

1. 保安基準適合証の交付 …………… 47
2. 保安基準適合証等に
記載すべき事項の提供 …… 48
3. 指定整備事業者の点検の基準 …… 49
4. 保安基準に適合しなくなる
おそれのある部分 …… 50
5. 自動車検査員による証明（証明方法）… 50
6. 自動車検査員による証明
（走行距離計表示値の確認）…………… 51
7. 自動車検査員による証明
（一時抹消登録車の取扱い）…………… 51
8. 自動車検査員による検査 …………… 52
9. 自動車検査員の服務 …………… 53
10. 自動車検査員の作業区分 …………… 54
11. 保安基準適合証等の有効期間 …… 55
12. 保安基準適合証を提示した
場合の取扱い（中古新規検査） …… 56
13. 保安基準適合標章の表示 …………… 56
14. 保安基準適合証の取扱い
（記載方法）…………… 57
15. 保安基準適合証の取扱い
（不正使用の防止等）…………… 58
16. 保安基準適合証の取扱い
（最終検査申請日）…………… 58
17. 自賠償保険証明書の備付け …… 60
18. 自賠償保険証明書の提示 …… 61
19. 限定保安基準適合証 …………… 62

9. 指定制度（記録簿・罰則・変更届）

1. 指定整備記録簿（記載事項等） …… 62
2. 指定整備記録簿の記載要領（1）… 63
3. 指定整備記録簿の記載要領（2）… 64
4. 指定整備事業者の罰則の適用 …… 65
5. 指定整備事業者の変更届 …… 65
6. 不正使用等の禁止 …………… 66
7. 不正改造等の禁止 …………… 66

● 第1章 車両法 ●

1 目的・用語・自動車の種別

1 車両法の目的

[過去出題例]

- ☑1. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての（ ）を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[29]
- ☑2. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の（ ）の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[28]
- ☑3. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに（ ）についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[27]
- ☑4. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、（ ）を増進することを目的とする。[26]
- ☑5. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに（ ）の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[25.1]
- ☑6. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び（ ）の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[25.2]
- ☑7. この法律は、道路運送車両に関し、(①)についての公証等を行い、並びに(②)及び(③)その他の環境の保全並びに整備についての(④)を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[24]

◎正解 1…技術の向上：2…整備事業：3…整備：4…公共の福祉：5…安全性：6…公害：
7…①所有権 / ②安全性の確保 / ③公害の防止 / ④技術の向上

[関係法令]

◆車両法◆第1条（この法律の目的）

1. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。

2 用語の定義

[過去出題例]

- ☑1. この法律で「道路運送車両」とは(①)、(②)及び軽車両をいう。また、この法律で「(①)」とは、(③)により陸上を(④)させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を(④)させることを目的として製作した用具であって、道路運送車両法第2条第3項に規定する(②)以外のものをいう。[24]
- ☑2. この法律で「道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転車及び（ ）をいう。[28]

● 第2章 保安基準 ●

◎平成29年11月施行の審査事務規程第13次改正により、改造等による変更のない使用過程車に適用される第8章の規定が大幅に削除された。具体的な数値等の基準は第7章に残され、第8章は劣化や磨耗の確認等に関する事項のみ残された。

◎継続検査において、第8章の規程が適用されるのは以下の条件を満たす部分である。

- ①自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外し等により、構造、装置又は性能に係る変更が行われていない部分
- ②構造又は取付に関する定量要件に影響を及ぼす損傷等が生じていない部分
- ③用途、車体の形状又は使用方法等の変更があった自動車においては、その前後で適用される基準に相違がない部分

◎また、第7章の規程が適用されるのは以下のいずれかの場合である。

- ①指定自動車等以外の自動車について、新規検査又は予備検査に係る審査を行う場合（一時抹消登録を受けた自動車又は自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に係る審査を行う場合を除く。）
- ②一時抹消登録を受けた自動車又は自動車検査証が返納された自動車について、新規検査又は予備検査に係る審査を行う場合
- ③継続検査に係る審査を行う場合
- ④構造等変更検査に係る審査を行う場合

◎従来、本書は審査規程第8章を収録していた。しかし、上記の理由により第7章を収録することとした。また、第2章においては特にことわりのない限り自動車の製作年月日は最新のものとする。

1. 自動車の構造関係

1. 保安基準	69
2. 用語の定義	70
3. 二輪車の基準を適用する自動車	71
4. 不適切な補修等	72
5. 貨物自動車等の燃料タンクの容量等の算定及び確認	73
6. 長さ、幅及び高さ	73
7. 最低地上高	73
8. 車両総重量	74
9. 軸重・輪荷重	75
10. 安定性	75
11. 最小回転半径	76

2. 自動車の装置一般

1. 原動機及び動力伝達装置	76
2. 速度抑制装置	77
3. 走行装置（軽合金製ディスクホイール）	77
4. 走行装置（空気入ゴムタイヤ）	78
5. かじ取装置	79
6. 施錠装置	79
7. 制動装置	80
8. 緩衝装置	80
9. 燃料装置	81
10. 電気装置	82

3. 自動車の車体関係

1. 車枠及び車体（走行装置の回転部分）	82
2. 車枠及び車体（エア・スポイラ）	83
3. 車枠及び車体（リヤ・オーバーハング）	84
4. 車体表示	84
5. 巻込防止装置	85
6. 突入防止装置	86
7. 前部潜り込み防止装置	89

4. 自動車の室内関係

1. 乗車装置	90
2. 運転者席	90
3. 座席	91
4. 座席ベルト	92
5. 座席ベルト非装着時警報装置	93
6. 頭部後傾抑止装置	94
7. 立席	95
8. 乗降口	95
9. 非常口	96
10. 物品積載装置	96
11. 窓ガラス（貼付物等）	97

5. 自動車の騒音・排ガス関係

1. 騒音防止装置
(近接排気騒音の規制値) 98
2. 騒音防止装置
(近接排気騒音の測定方法) 99
3. 騒音防止装置 (消音器) 101
4. 排出ガス等の発散防止性能
(CO・HC規制) 102
5. 排出ガス等の発散防止性能
(光吸収係数規制) 104
6. 排出ガス等の発散防止性能
(光吸収係数の測定方法) 105
7. 排出ガス等の発散防止性能
(黒煙汚染度の規制値) 107
8. 排出ガス等の発散防止装置
(排気管) 107
9. 窒素酸化物排出自動車等の特例 107

6. 自動車の灯火関係 (前方)

1. 走行用前照灯 108
2. すれ違い用前照灯 109
3. 前部霧灯 111
4. 側方照射灯 111
5. 車幅灯 111
6. 前部反射器 112
7. 側方灯・側方反射器 113

7. 自動車の灯火関係 (後方)

1. 番号灯 114
2. 尾灯 115
3. 後部霧灯 115
4. 後部反射器 115
5. 大型後部反射器 116
6. 制動灯 117
7. 補助制動灯 118
8. 後退灯 119
9. 方向指示器・補助方向指示器 120
10. 非常点滅表示灯 121
11. その他の灯火等の制限 121
12. 速度表示装置の速度表示灯 122

8. 警音器・後写鏡・速度計 他

1. 警音器 123
2. 非常信号用具 123
3. 後写鏡 124
4. 直前及び側方の視界 124
5. 窓ふき器等 125
6. 速度計 126
7. 消火器 127
8. 運行記録計 127
9. 緊急自動車 127
10. 道路維持作業用自動車 128
11. 自主防犯活動用自動車 128

● 第2章 保安基準 ●

1 自動車の構造関係

1 保安基準

[自動車の構造]

- ☑1. 自動車は、その構造が、次に掲げる事項について、国土交通省令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。[27]
- (1) 長さ、幅及び高さ (2) 最低地上高
(3) 車両総重量(車両重量、最大積載量及び() kg に乗車定員を乗じて得た重量の総和をいう。)

[自動車の装置]

- ☑2. 自動車は、次に掲げる装置について、国土交通省令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。[27]
- (1) 原動機及び動力伝達装置 (2) 車輪及び車軸、そりその他の走行装置
(3) 操縦装置 (4) 制動装置 (5) ばねその他の緩衝装置
(6) 燃料装置及び() (7) 車枠及び車体

[乗車定員又は最大積載量]

- ☑3. 自動車は、() 又は最大積載量について、国土交通省令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。[28]
- ☑4. 自動車は、乗車定員又は() について、国土交通省令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。[25.2]
- ☑5. 自動車は、(1) 又は (2) について、国土交通省令で定める (3) 又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するものでなければ、(4) してはならない。[24]

[保安基準の原則]

- ☑6. 法第40条から法第42条まで、法第44条及び法第45条の規定による保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下「保安基準」という。)は、道路運送車両の構造及び装置が() に十分堪え、操縦その他の使用のための作業に安全であるとともに、通行人その他に危害を与えないことを確保するものでなければならず、かつ、これにより製作者又は使用者に対し、自動車の製作又は使用について不当な制限を課することとなるものであってはならない。[28]
- ☑7. 法第40条から法第42条まで、法第44条及び法第45条の規定による保安上又は公害防止その他の() の技術基準(以下「保安基準」という。)は、道路運送車両の構造及び装置が運行に十分堪え、操縦その他の使用のための作業に安全であるとともに、通行人その他に危害を与えないことを確保するものでなければならず、かつ、これにより製作者又は使用者に対し、自動車の製作又は使用について不当な制限を課することとなるものであってはならない。[27]
- ☑8. 保安基準は、道路運送車両の構造及び装置が運行に十分堪え、操縦その他の使用のための作業に安全であるとともに、通行人その他に() を与えないことを確保するものでなければならず、かつ、これにより製作者又は使用者に対し、自動車の製作又は使用について不当な制限を課することとなるものであってはならない。[26]
- ☑9. 法第40条から第42条まで、第44条及び法第45条の規定による保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下「保安基準」という。)は、道路運送車両の構造及び装置が運行に十分堪え、操縦その他の使用のための作業に安全であるとともに、() その他に危害を与えないことを確保するものでなければならず、かつ、これにより製作者又は使用者に対し、自動車の製作又は使用について不当な制限を課することとなるものであってはならない。[25.1]